

一般財形預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、期間)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取扱店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取扱店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月经過しても解約されなかった場合、または1か月经過する前に最長預入期限が到来したときは、継続停止の申出および満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続の取扱いをします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数および預入日現在(継続をしたときはその継続日)における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
当金庫所定の「2年未満」の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続を停止

した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および一般財形預金・財形住宅預金・財形年金預金共通規定第1条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに取扱店へ提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。
- (4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
- ①解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
 - ②複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
- (5) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、その預金全額を解約する取扱いとし、その一部について解約の取扱いはいたしません。
- (6) 一般財形預金・財形住宅預金・財形年金預金共通規定第1条第2項の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

7. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって取扱店に届出てください。

※この預金は、本規定のほか「一般財形預金・財形住宅預金・財形年金預金共通規定」を適用
します。

以 上
(2020年4月1日 現在)